#### 告 示

# 埼玉県告示第千三百八十五号

ŋ 告示する。 定により事 土地 収用法 · 業 の (昭和二十六年法律第二百 認定をしたので、 同法第二十六条第 +九 号。 以 下 \_ 項 法  $\mathcal{O}$ 規定 とい う。 に ょ  $\overline{\phantom{a}}$ ŋ 第二十条 次 0 とお  $\mathcal{O}$ 

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清

司

起業者の名称

深谷市

二 事業の種類

仮 (称) 深 谷市 岡 部 公民館 深谷市· 立 岡 部 义 書 館 深谷市 尚 部総合支所建設 事

業

一 起業地

イ 収用の部分

埼玉県深谷市普済寺字中原地内

ロ 使用の部分

な」

四 事業の認定をした理由

判 断され 申 請に る 係る事業は、 ため、 事 業  $\mathcal{O}$ 次に掲げるとおり 認定をしたも  $\mathcal{O}$ である 法第二十条各号の 要件を全て充足す る

イ 法第二十条第一号の要件への適合性

市 岡 部 請 総合支所建設 に 係る事業は 事業(以下 (仮称) 深 「本事業」 谷市 尚 部 公民 とい う。 館 • 深谷市 である 立 畄 部 义 館 • 深 谷

谷市 公民 第三条第二十二号に掲げる社会教育法(昭和二十四 本 事業は、 館、 岡部総合支所を複合施設として整備する事業である。 試 同条第三十 、験所そ 同号に 起業者が  $\mathcal{O}$ 他直接そ 掲げる図書館法 一号に掲げる国 (仮称)  $\mathcal{O}$ 事務又は事業の 又は地方公共団体 深谷市岡部 (昭和二十五年法律 用に 公民館、 供 す が 設置 深 る施設に該当する。 年法律第二百七号) 第百十八号)に 谷市立岡 する庁舎、 当該複合施設 部 义 工場、 よる 書館 义 は に 及 び 研 書 ょ 究 る 法 深

たが 0 て、 本 事 業は 法第二十条第 \_ 号  $\mathcal{O}$ 要件に適合すると判断さ れ る。

ロ 法第二十条第二号の要件への適合性

平 起業者 成 館 +例 は 年深谷市 (平成十 深 谷市 八年深 条例第七号) 公 民 館 谷 条 市条例第百十三号) 例 平 に基づき、 成 +八 年 深谷市岡 深 谷 及 び 市条 部公民館 深 例 谷市総合支所設 第百十二号)、 (以 下 岡 置 深 |条例 谷 部 市 公

深谷 る。 館 市 尚 部 11 う。 総 合支所 深 以 谷 市 下 立 尚 畄 部 部 総 図 合支 書館 所 以 لح 下 11 う。 出 部  $\smile$ 义 を 書 館 設 置 لح L 11 う。 管 て 及 び

 $\mathcal{O}$ 11 さら と ること 認  $\emptyset$ な 5 れ ど 本 から 事 業 に 起 必 業者 要な は 用 地 本 取 事 得 業を 費 及 遂 てド 事業費 行 す る 充 に 分 0 な 11 意思 7 財 کے 源 能 措 力 置 を有 等 を する 講 7

法 たが 第二十条第三号 0 て、 本事 0 業 要件 は  $\sim$ 法  $\mathcal{O}$ 第二十条 適合性 第二 号  $\mathcal{O}$ 要 件 に 適 合 す る لح 判 断 さ れ

## (1) 得られる公共の利益

ハ

を 建 館 備 設 築さ は 継 等 لح 尚 続 部 問 公民 す れ 災 て た建 ることは 害 題 活 用 時 が 館 物で され 生じ  $\mathcal{O}$ は 地 あ 木 区 て T 昭 拠点 難 和 ることを考 11 11 で る。 五. る あ 避 十三 が る。 さらに 難所 年 狭 とな 慮 あ に す 建 11 ると、 深 設 な 0 さ て 谷 敷 市 地 V れ 利用者 地 る た 施設 が 域 施 防 設 が 畄 災 で  $\mathcal{O}$ 部 計 安 老 あ 心 公民 画 朽 り、 化 • に ょ 安全に施設 館 涯学 が る 旧 能 耐 習 震 畄 設  $\mathcal{O}$ 基  $\mathcal{O}$ 部 拠 準 利 公  $\mathcal{O}$ 点 民 用 で 不 施

少 < な な 0 部 閲 公民 7 覧室も 11 館 に 併 狭 設 11 ことか され て 5 11 他 る 岡  $\mathcal{O}$ 深 部 谷市 义 書 <u>\f</u> 館 义 は 書 館の 管 内 分 人 館  $\Box$ لح に 比 比 べ ベ 7 利 蔵 用 書 が 少 数 な が

点とな L 11 た て 尚  $\Diamond$ 部 市 0 総 安全 合支所 役 7 所 11 性 る 本庁 が が は 確 に 現行 設置 保 昭 3 和 れ す 几  $\mathcal{O}$ 7 建 る + 築 防 九 な 基 災 年 準 V 中 に 状 法 建 枢 況 拠 設  $\mathcal{O}$ 規 に 点 さ 定 あ لح n に  $\mathcal{O}$ た ょ 連 施 携 設 る 耐 P で 震 各 あ 基 り、 地 準 区 に 防  $\mathcal{O}$ 応急対 合 災 致 地 X L 策 7 拠  $\mathcal{O}$ 点 11 拠 な لح

ŧ が できる体 1 る。 進 るほ 建  $\mathcal{L}$ で 替 れ W は 谷 え ま 市 か 5 で た、 総合振 が  $\mathcal{O}$ 尚 制 11 防災 を整え 急務 こと るこ 部 公 深 谷 拠 と 民 興 カュ لح な 市 点 る 計 な 館 5 公共施 ため تخ と 画 0 後 か 尚 な て 出 る 期 1 部 ら、 部 設等総 公共施 公民 基 る 公 义 本 民 機能 書 館 館 館 計 合管 設に や図 画に を集 及 尚 び 理計 書館 部 畄 9 ょ 約 部 11 る 义 L 書 て 総 画  $\mathcal{O}$ 複合化を 館及び 合支所 及び は、 整備 市 深 耐 民 充 尚 に 谷 震 が 図る 化を 実を 部 9 市 生 公 涯 総合支所 11 こととされ て、 共 义 义 に 施 ることとさ る わ 施 設 こととさ た 適正  $\mathcal{O}$ 設 り 各施  $\mathcal{O}$ 学 て 老 配 び 置 れ 設 n 活 計 7 7

で に 性 あ 事 が る 向 出 充  $\mathcal{O}$ 部 完成 実 す 公 民 る に 館 た 学 لح ょ 習環 防 t り 災 に 境 地 尚 部 区 を 社 確保 会教 拠 公 点 民 す 育 で 館 る 及 あ 及 る び てド とが 尚 生 尚 涯 部 部 総 学 で 义 合支 習 書 き る。 館  $\mathcal{O}$ 所 拠 を また、 点施 Ł 利 併 用 設 せ て整 地 を て 区 新 V 備 拠 設 る す 点 す 住 る る 民  $\mathcal{O}$ 所 لح 利

により、重要な防災拠点となる。

Ł  $\mathcal{O}$ た  $\emptyset$ 0 7 6 れ る 本 事 業  $\mathcal{O}$ 施 行 に ょ り ら れ る 公 共  $\mathcal{O}$ 利 益 は 相 度 存 す る

## (2) 失われる利益

価 は、 置 種で を講 当該 業者 て あ 11 ず 水路 るド ~ が き動 実施 ジ  $\mathcal{O}$ 植 彐 改 L 修等は ウ 及 物 た は 自 び 確 然 ミナ 行わ 認 環 さ 境 な  $\vec{z}$ れ 調 メ 7 い 査 ため ダ 11 な 力 ょ  $\mathcal{O}$ る 11 生息が ٤ 本事業に 起 業地 起 確 業 ょ 認 に 地 る影響 隣 さ れ 接 は す 7 保 は 11 る 護 軽微 る 北  $\mathcal{O}$ が 側 た で 水 8 あ 本 路 特 ると評 事 别 は な

 $\otimes$ 5 れ れ る。 5  $\mathcal{O}$ こと カコ ら、 本 事 業 が 希 少 な 動 植 物 与 え る影響 は 軽 微 で あ る لح

三条 特 別 な 第 お、 な 措置を講ず 項に規定す 起業地 に ~ は き文 る周 文 化 化 財 知 財  $\mathcal{O}$ 保 埋蔵 護 は 確 法 認さ 文化 (昭 れ 財 和 <u>二</u> 十 て 包 蔵 V 五. な 地 は 年 11 法 存 在 律 第二 て 百 お らず、 + 兀 起 業者 九 +

たが って、本事業 0) 施行 より失わ れ る 利 益 正は軽 微 であ ると認 め 6 れ

## (3) 事業計画の合理性

 $\mathcal{O}$ ベ 利 用 タ 拡 公 充  $\mathcal{O}$ 民 が 未 館 設 木 及 難な 置 び 尚 に 状況であ ょ ŋ 図 高 書館 影者等 は、 老朽  $\mathcal{O}$ 利 用 化 に L 対応できな 1 る ほ か、 1 こと 狭 あ か 11 な ら、 地 地 域 住 工 民 レ

る こと ま た か 既存 防  $\mathcal{O}$ 災 部 地 区拠点 総合支所に とし ても早 0 11 7 急な整備 ŧ 耐 震 が 診 必 断 要  $\mathcal{O}$ 結果 で あ る 危 険 な 状 況 で あ

では 防 が 災 進ん 拠点となる れ 5 で 尚  $\mathcal{O}$ 部 い 状況を 公民 深谷 ることな 館 市 踏 公 共施設 まえ、 ど 尚 か 部 6, 义 等 書 生涯学習 館及 総合管理 機能 を集約 U 活 尚 計 動 部 総合支所 画  $\mathcal{O}$ L 拠点施 複合化 及 び 深谷市 設 を図 に となるとともに、 0 公共施設 る 7 こととされ は、 適 正 配  $\mathcal{O}$ て 重 老 置 一要な 朽

災 巻 を総合 総 を 合的 害 た あること、 的 な は 比 7 起業者は 検討 較検討 各地 お り、 区 L ②避難所に指定されて を行 そ 4 たところ、 起業地を選定するに  $\mathcal{O}$ 避難所 経済  $\mathcal{O}$ 選 0 性 てい は との連携が ŧ る。 適 比 ①幹線道路 正 較 その上 なも 的 優 当たっ V 位 可  $\mathcal{O}$ で、 沿 で で 能となること、 る あ あ 大学 11 社会的 ること ると で J R 及 三箇 認 び中学校に  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 尚 部駅 技術 理 所 ③ ± れ 由  $\mathcal{O}$ 的 に カゝ ら五百 ょ 地 近接 及 ŋ 利 び 地 用 経済 を 選  $\mathcal{O}$ 7 メ 起 的 制 お 定 条件 限 り、 7

 $\mathcal{O}$ 施行 に ょ り 市 民  $\mathcal{O}$ 社 会教育 や生涯学習 活 動  $\mathcal{O}$ 活 性 化 が 义 ら れ る

と と できることとな Ł に、 市 民 る 12 安 心 安全な環境を将 来に わ た ŋ 継 続 し て 提供 することが

規 制 用 な 地 に お 0 X いては、 起業 域 から 地  $\mathcal{O}$ 周 除外 全 辺 て は 解除 農地転 業振 済み 興 である 用等、 八地域で 事 あ 業 n  $\mathcal{O}$ 遂行上 起 業地 必 内 要な土 に 農 地 地 が 利 存在するが 用 諸 法  $\mathcal{O}$ 

第二十 本事業は 比較衡量すると、 以 上のことから、 条第三号 た が 土 0 て、 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 適正 本 要件に適合 得ら 事業の 本事 か れ 業 0 る 合 公共 事  $\mathcal{O}$ 理的 施 業計 すると判 行  $\mathcal{O}$ な利用に寄与する 利 により得ら 画は合理 益は 断 され 失わ 的 れ な れ る Ł る 公 利  $\mathcal{O}$ 共 ŧ で 益  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ に と認め 利益と失わ る 優越すると認めら لح 認 5  $\aleph$ れるため、 5 れる れ 利 法

# ニ 法第二十条第四号の要件への適合性

# (1) 事業を早期に施行する必要性

できな 認 た  $\mathcal{O}$ め、  $\Diamond$ 敷 5 地 部 公民館 早 い現状 が れ 期に 狭あ に 利 11 あ 便 で 岡 あ 部 るとともに、 性と安全性等を備えた複合施設 ること等に 図書館及び 災害発 ょ 尚 り、 部 総 それら 生時に 合支所 は  $\mathcal{O}$ は 機 施  $\mathcal{O}$ 能を十分に 施 整 設 設 一備を図  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 耐 老朽 震 · 発 揮 る 性に不安が 化 必要があ が 著し することが ると あ る そ

要望が ズに また、 対 応 あ しが 地元 自 た 治 11 ことか 会 か 5, 5 老 朽 総合支所機能を備 化 が 進 むとともに えた 公 現 状 民 館  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 機 早 能 期 で 整備を求 は 利 用 者 め る

た が 2 て、 本 事 業 を 早 期 に 施 行 す る 必 要性 は 高 11 t  $\mathcal{O}$ لح 認  $\otimes$ 6 れ る

#### (2)起 地 $\mathcal{O}$ 範 井 及 び 収 用 又 は 使用 $\mathcal{O}$ 别 $\mathcal{O}$ 合 理

8 5 れる。 事業に係る 起業 地  $\mathcal{O}$ 範 井 は 本事 業  $\mathcal{O}$ 事業計 画 に 必 要 な 範 井 で あ る لح

以 カュ 5, 上 また、 0) ことか 収 用 収 又 用 6 は  $\mathcal{O}$ 使 範 本事 用 井 は  $\mathcal{O}$ 業 範 全て は 井  $\mathcal{O}$ 本事 土 別 地 に を 業 0 収 11  $\mathcal{O}$ 用 7 用 す Ł に 恒 る 合 公益 理的 久 的 上 で に  $\mathcal{O}$ あ 供 必要 ると され 認 が る あ 8 £ ると認 5  $\mathcal{O}$ れ であ  $\otimes$ ے ح 6 れ

### ホ 結論

ため、

法

第二十

条

第四

号

 $\mathcal{O}$ 

要

件

に

適合

す

る

と

判

断

さ

れ

る。

を全 て か 充 5 足 = す ま る で で 判 判 断 断 さ れ たところ に よると、 本 事 業は 法第二十条各号

#### 五. 六 $\mathcal{O}$ 二第 二項 $\mathcal{O}$ 規定 に よる 図 面 $\mathcal{O}$ 縦 所

深谷市教育委員会教育部生涯学習スポーツ振興